

令和3年12月

行政手続における押印の見直しについて

大 山 町

1 趣旨

行政手続における町民の負担を軽減するとともに、利便性の向上を図るため、手続の際に提出していただく申請書等に認印又は署名を求めているものを見直し、令和4年1月1日より、押印・署名の省略を可能とします。

2 押印見直し基準

大山町では内閣府が示した『地方公共団体における押印見直しマニュアル』に準拠した押印見直し方針により、見直し基準を定めました。

①基本的な考え方

押印又は署名の義務付けを廃止し、原則として記名のみとします。

- (1) 趣旨の範囲内で、例外的に押印又は署名を求めることも可能とします。
- (2) 代替手段として、名義人本人の本人確認書類の提示・提出や、書面への責任者及び担当者の氏名・連絡先の記載などを求めることとします。
- (3) 代理人が届け出る場合には、委任状の提示・提出と、代理人の本人確認書類の提示・提出などを求めることとします。

②見直しの例外

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第5項により作成する契約書(当事者双方の記名押印を義務付け)及び協定書、覚書等
- (2) 国、県その他の団体の法令、条例等(これらに準じているものを含む。以下「国・県等」という。)により押印又は署名が義務付けられているもの及びそれらに基づく委任状
- (3) 紙入札の場合における入札書及び委任状
- (4) 登記印・登録印を求めているもの

など別添『押印・署名継続事務』に掲げる手続については、引き続き押印又は署名が必要となります。

3 今後の取組

町の内部手続で使用する押印のほか、公印(町長印など)についても、廃止に向けた取り組みを進めています。

また、申請事務や契約・入札、内部事務のオンライン化・デジタル化を促進することで、省力化を図るとともに、人の手が必要なところには職員が寄り添うことができるようにする、人口減少社会に対応した行政サービスのかたちを構築する取組についても、積極的に取り組んでいきます。

4 その他

(1) この押印見直しは、押印・署名を拒む趣旨ではありませんので、従来どおり押印、署名されている文書についても受付いたします。

(2) 押印を省略できる申請手続等について、様式に押印欄があるものについては、押印せずにそのまま提出することができます。

個別の様式や手続については、各所管課にお問い合わせください。